

平成26年9月9日

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長 藤井 康弘 様

精神保健福祉事業団体連絡会
代表 伊澤 雄



長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策に係る 新たな地域体制推進コーディネーター事業の創設要望

長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策に係る検討会取りまとめ

○平成26年4月に施行された改正精神保健福祉法に伴い、長期入院精神障害者の地域移行と早期退院の促進、地域生活支援の強化策が示された。取りまとめにおいては、地域の障害福祉事業所等の更なる活用として、「国の補助事業としては廃止された地域体制整備コーディネーターについて、都道府県が独自に実施しているものも含め、これまでの活動内容や実績を改めて評価し、地域体制整備の在り方について検討する」としている。

平成25年度に廃止が決定された当該事業については、その後も独自で事業が継続されているところも多く、本年7月14日に公表された上記の検討会の取りまとめ内容からも、現状の継続事業が担保されるよう新たな事業の創設が必要です。本事業を効果的且つ継続的に実施するにあたり、関係機関と連携・協働して精神障害者の地域移行および定着支援等を推進する「地域体制推進コーディネーター（仮称）」を新たな事業として位置づけてください。全国の地域事情に鑑み、精神障害者の地域移行を積極的に推進する観点から、事業の創設及び予算措置をしていただくよう要望いたします。

1. 平成27年度において、国の重要施策である精神障害者の地域移行・地域定着支援が推進できるよう事業の創設と事業実施のための予算措置をお願いいたします。

○平成16年9月に策定された「精神保健医療福祉の改革ビジョン」によって、様々な施策が実施されたものの依然と課題が多いことから、今般、厚生労働省の検討会において、長期入院精神障害者の地域移行や地域生活支援、精神科病院の構造改革等を推進していくことが示されました。

これらの施策を実際的に実現するためには、精神科病院と精神障害者の生活支援を実施している地域の相談事業者との連携・協働の取組が不可欠であります。今後も医療と福祉が両輪の如く機能し、相互に協力した活動が可能となるよう、本事業を国の重要施策として取り組んで頂きますようお願い致します。